

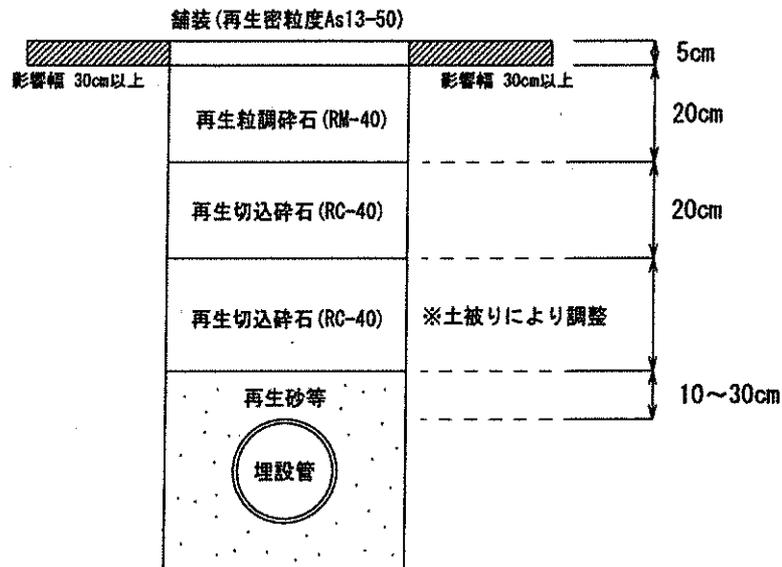
## 水道・ガス管の引込、及び下水道管の取り出しについて

- 1 管は地下に設置すること。ただし、施工が困難な場合は協議すること。
- 2 既設管が不要となった場合は、使用者が速やかに撤去すること。ただし、施工が困難な場合は協議すること。
- 3 管の埋設の深さ、舗装組成、影響範囲は別添資料を基準とし、市道路線ごとに舗装組成が異なる場合があるので、事前に確認すること。
- 4 管の埋設は、市道に対して原則垂直に横断するものとし、管の長さは必要最小限にすること。
- 5 水道の引込管の制水弁は、道水路敷地外に設けること。
- 6 埋設状況等に変更が生じる場合は、事前に協議すること。
- 7 舗装の復旧は、「埼玉県土木工事实務要覧（埼玉県発行）」、「舗装施工便覧及び舗装設計施工指針（公益社団法人 日本道路協会発行）」を基準に施工すること。
- 8 舗装本復旧は、仮復旧完了後、1ヵ月経過してから影響範囲とともに再舗装すること。
- 9 舗装本復旧は、他の埋設管の本復旧がある場合、各施工業者と調整し、まとめて施工すること。

# 道路の本復旧について

## 1 車道の本復旧方法

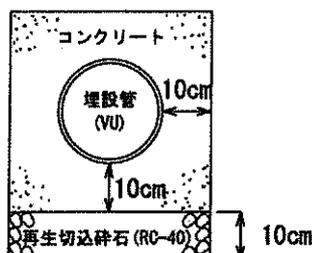
図A アスファルト舗装本復旧標準組成図



### ※注意事項

- (1) 舗装本復旧は、舗装復旧事前協議書による協議を行うこと。
- (2) 上記の標準断面に該当しない場合（幹線道路等）は、別途協議すること。
- (3) 影響部分について、原則30cm以上とすること。  
また、形態については別図1、図2及び図3によること。
- (4) 埋戻し材については下記のとおりとする。
  - ・下水道管・排水管（塩ビ管）  
再生砂を使用し、管上10cmを標準とする。
  - ・水道管・ガス管  
埋戻し用砂質土（山砂）を使用し、管上30cmを標準とする。
- (5) 仮復旧の組成については、表層4cm、上層路盤は21cmとする。
- (6) 砂利道の組成は図Aの組成を基準とし、仮復旧は不要とする。
- (7) 本復旧については、仮復旧をした後1ヵ月後に影響範囲とともに再舗装すること。  
なお、影響範囲については、道路課職員が現地のマーキングを行うこととする。
- (8) 浅埋については下記のとおり対応すること。
  - ・75cm以上 上記図Aによる。
  - ・60cm以上75cm未満 管種をVPもしくはリブ管とする。
  - ・60cm未満 コンクリート防護（360度巻き）図Bとする。

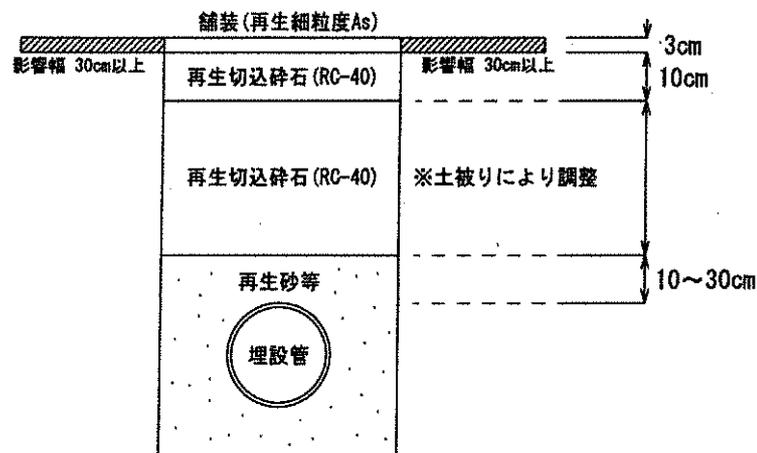
図B コンクリート防護



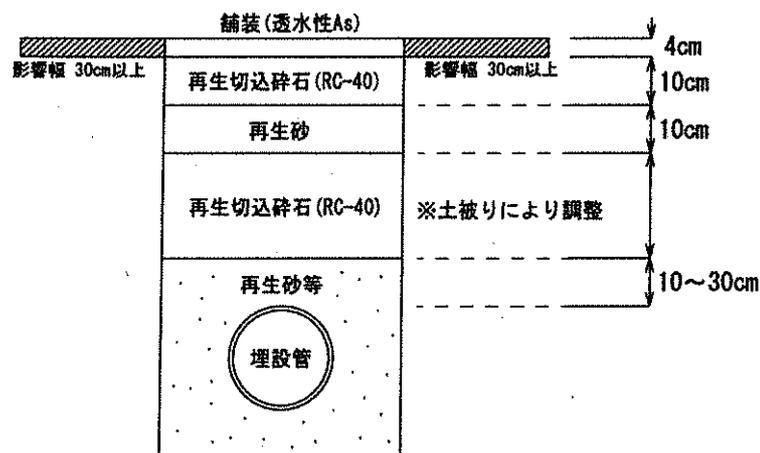
# 道路の本復旧について

## 2 歩道の本復旧方法

アスファルト舗装本復旧標準組成図



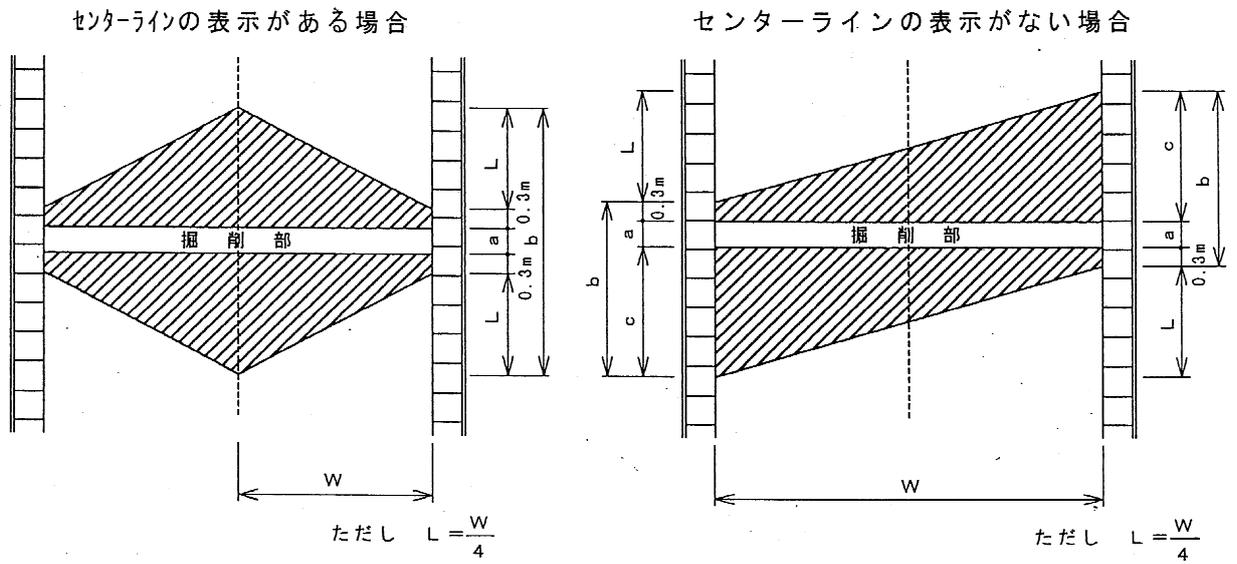
透水性アスファルト舗装組成図



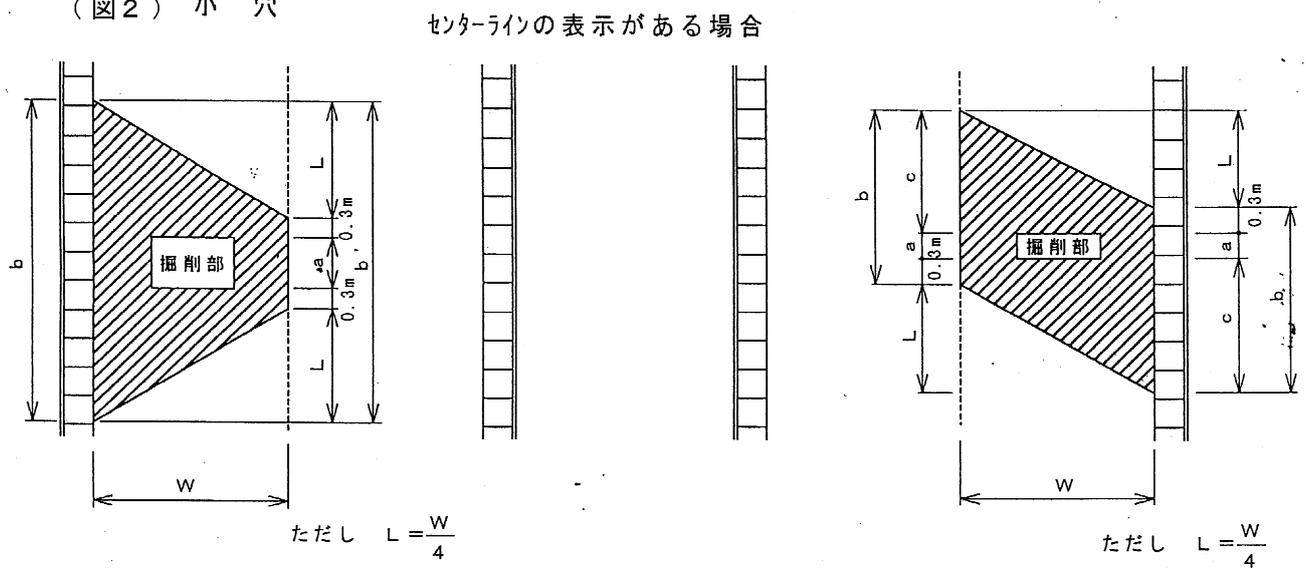
### ※注意事項

- (1) 舗装本復旧は、舗装復旧事前協議書による協議を行うこと。
- (2) 上記の標準断面に該当しない場合(幹線道路等)は、別途協議すること。
- (3) 影響部分について、原則30cm以上とすること。  
また、形態については別図1、図2及び図3によること。
- (4) 埋戻し材については下記のとおりとする。
  - ・下水道管・排水管(塩ビ管)  
再生砂を使用し、管上10cmを標準とする。
  - ・水道管・ガス管  
埋戻し用砂質土(山砂)を使用し、管上30cmを標準とする。
- (5) 本復旧については、仮復旧をした後1ヵ月後に影響範囲とともに再舗装すること。  
なお、影響範囲については、道路課職員が現地のマーキングを行うこととする。
- (6) 浅埋については下記のとおり対応すること。
  - ・75cm以上 上記図による。
  - ・60cm以上75cm未満 管種をVPもしくはリブ管とする。
  - ・60cm未満 コンクリート防護(360度巻き)図Bとする。

(図1) 横断占用



(図2) 小穴



(図3) センターラインの表示がない場合

